様式１

令和７年度　岡山県立総社高等学校　部活動に係る活動方針

１　本校に設置する部活動

（１）　文化部　１４

ＥＳＳ　演劇　合唱　茶華道　写真　ハンドメイド　書道　美術
文芸　放送　サイエンス　吹奏楽　囲碁・将棋　ダンス

（２）　体育部　２１（男子１２、女子９）

剣道（男女）、サッカー（男）、卓球（男女）、ソフトテニス（男女）、バスケットボール（男女）
バドミントン（男女）、バレーボール（男女）、ハンドボール（男）、陸上競技（男女）
テニス（男女）、弓道（男女）、軟式野球（男子）

（３）　同好会（１）

水泳、

２　目　標

（１）　生徒が自発的・自主的にスポーツや文化活動にかかわることにより、そのスポーツや文化活動の技量を向上させるとともに、楽しみや喜びを味わい、自主性・協調性・責任感・連帯感などを育み豊かな学校生活にする。また、生涯にわたり、スポーツや文化活動に親しむ能力や態度を養う。

（２）　健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。

３　部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

（１）　休養日

・原則、週あたり２日以上とする。ただし、設定が困難な場合は、１日以上設定すること。
・原則、土日のいずれかを休養日とするが、活動場所の都合でその限りでない場合がある。
・試合期等により、１日以上休養日を設けることができない場合は、違う週に休養日を設けることとする。

（２）　活動時間

・平日：放課後の活動は、１８：３０完全下校できる範囲とする。
・休日：実質の活動時間３～４時間程度を基準とする。

（３）　県外遠征・合宿等

・県外での活動については、年度当初に活動計画を作成し提出すること。また、実施前に県外活動・合宿許可願を提出し、校長に許可を得ること。また、保護者の同意を得ること。

（４）その他

・定期考査１週前（土日を含む）から考査終了までは部活動を行わない。
　※ただし、考査終了後１週間以内に公式戦及び発表会などがある場合は、１時間程度の活動を認める。
・休日に顧問またはそれに代わる教職員不在での活動は行わない。

４　その他

（１）　体罰・ハラスメント等を根絶するための取組

・顧問は、生徒の成長をサポートするための指導に努め、いかなる理由があっても、体罰・暴言・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・暴言・ハラスメント等のない指導を徹底する。

・年２回、顧問会議を実施し、体罰・暴言・ハラスメント等の根絶に関する研修を実施する。

（２）　研修会の実施について

・顧問会議を実施し、学校教育目標に沿った部活動の方針について共通理解を図る。

・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、生徒に適切な指導を行い自発的・自主的な活動になるよう支援する。

（３）　部費の扱いについて

・生徒から徴収する部費については、必ず管理職の監査を受け、保護者に会計報告を行う。

（４）　その他

・規律違反等、好ましくない状況があった場合、十分な活動が認められなかった場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停止させることがある。

・顧問は、部員との連絡を密にし、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。

様式１

（別紙）

「令和７年度 岡山県立総社高等学校　部活動に係る活動方針」例外規定

○ 活動方針の「３（１）休養日」について、次のとおりとする。

ア 本校の特色づくりの観点から、次の部活動については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分 配慮することで、休養日を週当たり１日以上とすることを認める。

ハンドボール部

イ 特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、生徒の能力・適性や、 健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり１日以上とすることを認める。

ハンドボール部

○ 活動方針の「３（２）活動時間」について、次のとおりとする。 特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、平日では３時間程度、休業日は４時間程度を上限として活動することを認める。ただし、この場合においても、週当たり活動時間の上限は１６時間程度とする。

ハンドボール部

○ これらの規定はあくまで例外であり、今後、原則的な取扱いに向けて、定期的・継続的に協議を行うものとする